

由利本荘市有料指定ごみ袋 取り扱いの手引き

(由利本荘市ごみ処理手数料徴収業務等実施要領)

令和元年10月

由利本荘市生活環境課

目 次

1. 趣 旨	…… (2 ページ)
2. 用語の意義	…… (2 ページ)
3. 取扱店の業務内容	…… (2 ページ)
(1) 指定ごみ袋の発注と納品	
(2) 指定ごみ袋の販売 (交付)	…… (3 ページ)
(3) 禁止事項	
(4) 指定ごみ袋の保管	…… (4 ページ)
(5) 指定ごみ袋の販売代金 (手数料) の納付	
(6) 委託料の受領	
4. 変更事項/指定廃止の報告	…… (4 ページ)
(1) 取扱店の変更事項	
(2) 指定の廃止 (取り下げ)	…… (5 ページ)
5. 指定の取り消し	…… (5 ページ)
(1) 販売代金及び委託料の精算	
6. 不良品の取り扱い	…… (5 ページ)
7. 市の調査権	…… (5 ページ)
8. その他	…… (5 ページ)

1 趣旨

この手引きは、平成26年4月1日以降、取扱店が由利本荘市ごみ処理手数料徴収業務等を適正且つ円滑に遂行するために必要な事項を定める。

2 用語の意義

この手引きにおける用語の意義は、由利本荘市有料指定ごみ袋取扱店の指定に関する要綱第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 取扱店要綱 由利本荘市有料指定ごみ袋取扱店の指定に関する要綱
- (2) 製造業者 市が指定した指定ごみ袋製造管理業務受託業者

3 取扱店の業務内容

(1) 指定ごみ袋の発注と納品

*発注

- ・指定ごみ袋の発注は、製造業者へ取扱店が直接FAXか電話による注文する。(表1、表2)
 ※FAXによる発注は「市指定ごみ袋FAX発注票(様式第1号)」を使用すること。
- ・発注は、各取扱店「週1回」、「1箱単位」からとする。(表3) ※発注単位で配送されます。

*納品

- ・指定ごみ袋の納品は(表3)のとおりとする。
 ※「可燃・不燃ごみ袋」と「資源ごみ袋」の納品日が異なるので注意すること。
- ・指定ごみ袋が納品された際は、数量を確認し、受領の証として配送業者からの「指定ごみ袋配送管理票」に記名押印し、1部を取扱店の控えに、残りを配送業者へ返却する。
- ・「指定ごみ袋配送管理票」は、2年以上大切に保管すること。

表1 市指定製造業者

ジェイフィルム(株)仙台事業所
 〒981-0134 宮城県宮城郡利府町しらかし台6-7-3
 TEL 番号：0184-23-8134
 FAX 番号：0184-23-8141

表2 平成22年4月1日以降発注の受付時間と締め日 ※年末年始及び夏季休業は、市より別途知らせる。

発注区分	受付時間	締め日
FAX 発注の場合	24時間受付	毎週金曜日 正午
電話発注の場合	平日 9:00～16:00 まで受付	

表3 発注と梱包の単位

区 分		梱包の内容
可燃ごみ袋 資源ごみ袋	(大) 45 リットル	1箱 500枚入 [1巻(10枚入)×50本]
	(小) 25 リットル	
	(ミ) 15 リットル	
不燃ごみ袋	(大) 45 リットル	1箱 250枚入 [1巻(10枚入)×25本]
	(小) 25 リットル	
	(ミ) 15 リットル	

表4 平成22年4月1日以降納品日 ※可燃・不燃・資源ごみ袋共に発注締め日は同じです。

納品区分	締め日	納品日
可燃ごみ袋・不燃ごみ袋	毎週金曜日	発注締め日翌週の木曜日～金曜日
資源ごみ袋	正午	発注締め日翌週の火曜日～水曜日

(2) 指定ごみ袋の販売 (交付)

*販売 (交付)

- ・販売単位は、1巻単位 (10枚入) とする。
- ・販売価格は、(表5) のとおりとする。
- ・指定ごみ袋の外袋にバーコード (JANコード) が表示されています。
- ・市が交付した「取扱店表示 (様式第5号)」を店舗等の見やすい場所に必ず掲示すること。
- ・販売にあたっては、言葉遣いや態度等に注意し、市民に不快感を与えないよう常に心がけること。

*販売代金 (手数料) の徴収と領収証の発行

- ・販売代金 (手数料) を徴収した際は、領収証を発行すること。
- ・レジスター等により収納する場合は、レシート等の発行で領収証とすることができる。
ただし領収証の発行を求められた場合には、領収証を発行すること。

*消費税の取り扱い

- ・有料指定ごみ袋に表示された金額については、消費税込みの金額であること。
- ・有料指定ごみ袋は、消費税法上の「課税仕入れ」に該当し、売上については「課税売上」として取り扱うこと。

(3) 禁止事項

- ・指定ごみ袋のバラ (1枚単位) 売りはしないこと。
- ・販売価格を「割り引き」・「割り増し」して販売はしないこと。
※禁止事項が発覚した場合は、指定の取り消し要件となりますので、絶対に行わないでください。

表5 販売単位と価格

区 分		販売単位と販売価格 (税込)
可燃ごみ袋 不燃ごみ袋	(大) 45ℓ	1巻(10枚入) 300円
	(小) 25ℓ	1巻(10枚入) 200円
	(ミ) 15ℓ	1巻(10枚入) 120円
資源ごみ袋	(大) 45ℓ	1巻(10枚入) 200円
	(小) 25ℓ	1巻(10枚入) 130円
	(ミ) 15ℓ	1巻(10枚入) 100円

(4) 指定ごみ袋の保管

- ・在庫切れが生じないよう計画的に一定量の保管に努めること。
- ・破損、劣化、盗難、流出等が発生しないよう細心の注意を払うこと。
- ・取扱店の保管状況の過失により損害が生じた場合は、取扱店にて責任を負う。

(5) 指定ごみ袋の販売代金(手数料)の納付

- ・取扱店は、市から送付される納入通知書及び納付書(様式第3号及び第4号)により販売代金を確認のうえ、指定期日までに市指定金融機関または収納代理金融機関等で納付すること。

(6) 委託料の受領(取扱店要綱第6条関係)

- ・委託料は、(表6)のとおりとする。
- ・委託料は、販売代金から委託料を差し引く精算払いとし、納入通知書には予め販売代金より委託料を差し引いた金額を記載する。
- ・委託料の算出で円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

表6 委託料

区 分		委託料
可燃ごみ袋 不燃ごみ袋	(大) 45ℓ	1枚につき、3.0円(税込額 3.3 円)
	(小) 25ℓ	1枚につき、2.0円(税込額 2.2 円)
	(ミ) 15ℓ	1枚につき、1.2円(税込額 1.32 円)
資源ごみ袋	(大) 45ℓ	1枚につき、2.0円(税込額 2.2 円)
	(小) 25ℓ	1枚につき、1.3円(税込額 1.43 円)
	(ミ) 15ℓ	1枚につき、1.0円(税込額 1.1 円)

4 変更事項/指定廃止の報告

(1) 取扱店の変更事項(取扱店要綱第8条関係)

- ・取扱店の申請事項に変更が生じた場合(例:契約者名・店長名・取扱店名の変更、住所・電話番号の変更など)は、「変更届出書(様式第3号)」に必要書類を添えて市へ提出すること。

(2) 指定の廃止（取り下げ）（取扱店要綱第9条関係）

- ・都合により取扱店の指定を終了（取り下げ）する場合は、予め市に終了日を報告すること。
- ・終了日まで保管在庫品の調整に努め、在庫品が生じないように調整すること。
- ・在庫品は、市の許可無く廃棄・他取扱店等への転売、譲渡等をしてはならない。
- ・やむを得ず在庫品が生じる場合は、市にその数量を速やかに報告し、指示に従うこと。
- ・徴収した販売代金及び委託料は精算する。

5 指定の取り消し

(1) 販売代金及び委託料の精算（取扱店要綱第10条関係）

- ・指定の取り消しを受けた取扱店は、直ちに指定ごみ袋の交付実績について市に報告するとともに、徴収した販売代金及び委託料を精算する。

6 不良品の取り扱い

- ・製造及び配送過程において生じたと思われる不良品を発見した場合は、速やかに市へ報告すること。
- ・購入した市民が発見した場合は、取扱店にて引き替えをし、その後市へ報告すること。
- ・製造及び配送過程で生じたと思われる不良品による不足分は、市が補充する。

7 市の調査権

市は、この実施要領の適正実施に必要と認めた場合は、取扱店への立ち入り調査等をおこなうことができる。この場合、取扱店は当該検査に協力をしなければならない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

平成21年10月1日 改正

平成22年 4月1日 改正

平成26年 4月1日 改正

令和 元年10月1日 改正